

イベントの主催者・出店者・関係者様にお知らせ！！



不特定多数の人が集まるお祭りなどの催し ※注1で対象火気器具等 ※注2 を使用した露店等 ※注3 を開設する際は、



・消火器の準備
・露店等の開設届 } が必要です！

※注1 催しは屋内、屋外を問わず対象になります。ただし集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合（例えば、近親者によるバーベキューや幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外となります。

※注2 対象火気器具等とは、コンロなど火を使用する器具またはその使用に際し、火災の発生のおそれがある器具をいいます。

※注3 露店等とは露店、屋台、模擬店、移動販売車、その他これらに類する店で物品等を販売または提供するものをいいます。

消火器の準備について



- ・消火器には粉末式・強化液式・エアゾール式などがありますが、それぞれ消火適用に向き、不向きがあります。粉末式については全ての火災形態の消火に適していますので、**ABC粉末式消火器**を準備してください。
- ・原則として、1器具に対して消火器を1本準備してください。ただし、1つの催しで複数の露店等が出店する場合は、**消火器を共同で準備**することができます。詳しくはお近くの消防署に相談してください。
- ・住宅用消火器、水バケツ、エアゾール式簡易消火用具は、認められません。
- ・腐食、破損があるなど、不適切なものは、認められません。

露店等の開設届について



- ・露店等の開設状況や消火器の設置状況をあらかじめ消防機関に届け出ていただくものなので、**会場図**（露店等の配置、対象火気器具等の位置、消火器の配置等）など添付書類を添えて届出してください。
- ・届出は、開設しようとする**3日前まで**に所轄消防署に届出してください。
- ・露店等ごとに届け出る必要がありますが、1つの催しで複数の露店等が出店する場合は、催し全体の状況を把握する必要があるため、**主催者及び施設管理者**または、**露店等を統括する方**が取りまとめて届け出るようお願いいたします。

対象火気器具等について

・ガソリン・灯油などの液体燃料、まきや炭などの固体燃料及びLPガスなどの気体燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具等をいいます。

【液体燃料を使用する器具の具体例】



【気体燃料を使用する器具の具体例】



【固体燃料を使用する器具の具体例】

【電気を熱源とする器具の具体例】